

中野南区地区会 規約「案」 (更新日：R7.12.3)

洋野町長に認可申請するにあたって町当局と協議、十分な吟味を行ったうえ、
制定内容および法制執務上の配字等、認可要件を満たしている案です

【要点】

◇「構成員」と「賛助会員」(第5条)

区域内に住所がある会員が「構成員」で、区域内に居住するが区域外に住所がある方や法人・団体等は「賛助会員」となり、賛助会員に表決権等はありません。構成員と賛助会員を合わせて「会員」です。

◇総会の議決(第23条、24条、25条1項、26条1項、3項)

「すべての構成員」に1人1票の表決権があります。議場に出席できなくても、委任状等の提出により出席となります。未成年者の出席(委任状等を含む)は親権者の同意があるものとして扱います。そのうえで、構成員総数の過半数の出席があり、その出席者の過半数で議決となります。

◇構成員総数の4分の3以上の議決を要する議案

4つの重要議案を規約に定めます。①資産の処分(第36条)、②規約の変更(第41条)、③解散(第42条2項)、④残余財産の処分(第43条)

◇1世帯1票の表決(第25条2項1号、2号)

「4つの重要議案」と「役員の選任(2年ごと改選)」以外の通常議案は、1世帯1票として集計します。例えば、事業報告・決算の承認、事業計画・予算の議決などが該当します。

(令和7年3月28日総務省自治行政局事務連絡から引用)

世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能。認可地縁団体の運営の根本に関わる重要事項については、世帯単位で表決権を平等とすることは認められない。また、代表者や監事の選任も、世帯単位で表決権を平等とすることは適当とは考えられません。

※「世帯の構成員数分の1票」とは、例えば5人世帯の場合、1人あたり平等に $1/5票 \times 5人 = 5/5票 = 1票$ を世帯代表者に委任する考え方です

中野南区地区会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、中野南区地区会と称する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 福祉・生活環境の改善に関する事
- (2) 防火・防犯に関する事
- (3) 保健衛生に関する事
- (4) 体育・文化活動に関する事
- (5) コミュニティ活動に関する事
- (6) 会員相互の親睦・連絡に関する事
- (7) その他本会の目的達成に関する事

(区域)

第3条 本会の区域は、洋野町が定める中野南区行政区の区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、第13条2項の規定により設置する事務局長の自宅に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の構成員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、賛助会員となる事ができる。

- (1) 第3条に定める区域に生活拠点をおき、区域内に住所を有しない個人
- (2) 本会の活動を賛助する法人及び団体等

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会長は、別に定める規程により会費を減免することができる。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で新規に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。ただし、第5条2項1号の規定により賛助会員となる事ができる

(2) 別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 17名以内
- (4) 監事 2名

2 消防団第1分団第2部に所属する構成員のうち部長が推挙する者及び町立学校における中野地区PTA会に所属する構成員のうち会長が推挙する者は、理事となるものとする。

(役員の選任)

第10条 理事及び監事は、総会において構成員の中から選出する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けなければならない。

3 監事は、会長、副会長を含む理事、委員及び職員を相互に兼ねることはできない。

4 本会に相談役を置くことができ、相談役は役員会の推挙により会長が委嘱する。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及び理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったとき、会長は、総会の議決を得て解任することができる。
 - (1) 業務の執行に堪えない状況にあるとき
 - (2) 業務上の義務違反、及び役員として相応しくない行為があったとき

第4章 事務局及び職員

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局長には、中野南区行政推進員として洋野町長から委嘱された者をもって充てる。

(職員)

第14条 本会の円滑な運営のため、必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、役員会に諮って会長が委嘱する。

第5章 班及び部会

(班)

第15条 本会に班を設置し、班長を置く。

- 2 班長は、班内の連絡に当たるほか、必要な活動を行う。
- 3 班長は、それぞれの班において会員の中から選出する。
- 4 班長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 班を構成する世帯は、該当する班の会員による協議のうで決する。

(部会)

第16条 本会に部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、会長が役員会に諮り、委嘱する。
- 3 部会には1名以上の理事が所属するものとし、座長は所属する理事のうちから選出する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 総会

(総会の種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、構成員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年度決算後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 構成員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第11条4項4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第20条2項2号及び3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、構成員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第25条 構成員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、構成員の表決権は、所属する世帯につき1箇とする。
 - (1) 規約の変更、財産処分及び解散の議決
 - (2) 会長、副会長を含む理事及び監事の選任

(総会の書面表決等)

- 第26条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は書面をもって他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の委任について、世帯員が当該世帯の代表者に委任する場合は、各々の書面による提出は不要とする。
 - 3 本条1項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の種別、開催日時及び開催場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された2名の議事録署名人が署名または記名押印しなければならない。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第28条 役員会は、会長、副会長を含む理事会をもって構成する。

- 2 監事は、第11条4項2号の業務執行のため、役員会に出席することができる。
- 3 会議の進行、事項の説明及び記録のため、事務局長を役員会に出席させることができる。
- 4 第3条に規定する区域内で活動する行政機関から委嘱された各種委員等のうち、会長が認める2名以内の構成員を、陪席者として役員会に出席させることができる。

(役員会の権能)

第29条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、理事会の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第32条 役員会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(役員会の議決)

第33条 役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 表決権は理事会が有し、その他の出席者は表決権を持たない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第36条 本会の資産で第34条1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、洋野町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第42条 本会の解散は、次に掲げる地方自治法第260条の20の規定による。

- (1) 破産
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

2 総会の決議により解散する場合は、構成員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を得て、地方公共団体又は本会と類似の目的を有する団体に帰属させるものとする。

第10章 雑 則

（備付帳簿及び書類）

第44条 本会の事務所には、規約、構成員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第45条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会の設立は、令和 年 月 日（認可年月日）とする
- 2 この規約は、令和 年 月 日（認可年月日）から施行する
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年3月31日（認可年度の末日）までとする

この規約に相違が無い事を証明する。

年 月 日

中野南区地区会

会長 ㊟

(規約第2条関係様式)

年度 中野南区地区会 役員・委員・職員・所在地

1、役員

	氏名	住所			班名	備考
会 長		洋野町中野第	地割	番地	班	
副会長		洋野町中野第	地割	番地	班	
理 事		洋野町中野第	地割	番地	班	
//		洋野町中野第	地割	番地	班	
//		洋野町中野第	地割	番地	班	
監 事		洋野町中野第	地割	番地	班	
//		洋野町中野第	地割	番地	班	

2、委員

委員名		洋野町中野第	地割	番地	班	部会
//		洋野町中野第	地割	番地	班	部会

3、事務局

事務局長		洋野町中野第	地割	番地	班	行政推進員
------	--	--------	----	----	---	-------

4、職員

職 名		洋野町中野第	地割	番地	班	
-----	--	--------	----	----	---	--

5、事務所

洋野町中野第 地割 番地 (事務局長) 宅に置く

6、相談役

	洋野町中野第	地割	番地	班	有識者
	洋野町中野第	地割	番地	班	//

この記載内容に相違が無い事を証明する。

年 月 日

中野南区地区会

会長 ㊟

(規約第3条関係別図)

